

第10回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成30年10月18日（木）10：00～12：00

会 場：市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋興委員、
笛木啓介委員、藤原啓二委員

- 次 第
- 1 開会
 - 2 議事
(1) いじめ防止等対策の今後の取組みについて
 - 3 閉会

- 配布資料
- 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿
 - 資料2 教員の業務負担や多忙感について
 - 資料3 相談機関における相談依頼から相談までの待機期間について
 - 資料4 最終提言の項目について
 - 資料5 最終提言（案）について

1 開 会

2 議 事

○木村会長

初めに、本日の会議の議事録署名委員でございますが、藤原委員にお願いしたいと思
います。

（藤原委員・了）

議論に入ります前に、前回の会議において委員の皆様から2つの資料要求がございま
した。1つは教員が多忙と感じる仕事内容について、もう一つが相談機関における相
談依頼から相談までの待機期間について、まずはそれについて事務局からご説明をい
ただき、2つの資料説明が終わった後で委員の皆様から質問やご意見をいただきた
いと思ひます。それでは、事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（教職員課長）

（資料2に基づき説明）

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

（資料3に基づき説明）

○木村会長

資料2についてご質問等はありませんでしょうか。

私のほうから1つなのですが、回答の回収率、これが小学校62%、中学校55.3%なのですが、学校の先生に対する回収率の割には低いと思ったのですが、何か理由や原因はございますか。

○事務局（教職員課長）

3月に実施したというところで、やはり年度末、学期末ということもあって、回収率が若干低めになったのではないかと考えているところでございます。

○氏家副会長

資料2に関してですけれども、(2)の負担や多忙感を感じる業務の中で、事務・報告書作成は多忙感を相当感じているということです。いわゆる成績を出す上でつくらなければいけない書類等もあるのかもしれませんが、削れるようなものもあるという思いがしますし、もしその分が子どもたちと向き合える時間に割けることができるのであればいいという思いがありました。複数回答だからでしょうけれども、小学校では76.4%と群を抜いているような気がします。必要なもので、やらなければいけない業務さえも面倒だと思わせるような状態であり、このために子どもとかかわれないとか教員間のミーティングができないとなると、残念な思いがいたします。

あと、自分自身が保育士や幼稚園の先生を含めた教員養成をやっている上で、学生指導の訪問をしたときに現場の先生方から伺う話として、子どもとかかわることは回数を重ねていくうちに学生もプロに近づいていくことができるけれども、現場に出た人間がこの仕事を続けたくないと思う割合が増えてくるのは保護者の対応ということがあります。理不尽なものであったり、自分自身が困難に立っているときに、他の先生からのサポートがもらえないでいることがあったりすると、先生自身が孤立感を深め、保護者の方の要求が今はこういうのは当然という形で言われてしまうと、子どもへのネガティブな印象にまでなってしまう部分があると思います。文部科学省が昨今、先生方の養成をする側の人間にこういうことを盛り込んでくれと言う中にも、保護者対

応を講義に入れてくれとまで言われているぐらいなのですね。

ですから、これも、少し前まで本当にモンスターペアレントなんていう表現もありましたけれども、親御さんとのお付き合いというのは非常に先生方にとっては大変なのだろうと思うところもありまして、ここらが何とかならないかという部分と、何とかならないけれども頑張っていたきたい部分の両方の側面があるというのを見て思うところなのです。それが回り回って、子どもとのかかわり方にもいろいろな意味での影響を及ぼす部分かと拝見した次第です。

○高橋委員

今、氏家委員のおっしゃったことと重なるのですけれども、こここのところを拝見して思ったのは、随分早い時期に札幌市の教員の悉皆調査というのが一時期話題になりました。それは、多忙感というよりも、教職員の負担感、苦手意識のほうが強烈に出ているということなのです。こここのところは、時間的とか物理的な多忙感というよりも、むしろ負担感であると。あるいはもっと言うと、もう先生方は保護者あるいは地域住民と接すること自体に苦手意識を持っている。ですから、この保護者対応、PTA対応、地域対応のところは、むしろ多忙感というよりも負担感と見るべきではないかと申し上げたいと思います。

○庄司委員

この文脈をどう読むかというところはなかなか難しいところかと思うのですけれども、先生方が子どもと接する、あるいは子どもと向き合う時間をきちんと確保するという意味では、負担あるいは多忙感をできるだけ軽減してその時間を確保しましょうと、こういう物理的な話になるのだろうと思うのですけれども、一方で、弁護士として学校対応というのを見ていますと、学校の先生と保護者の方がどんどん対立していく場面というのは、やはり学校の先生方がきちんと対応してくれないので、きちんと対応してくれというふうに繰り返し言わざるを得なくなっていくと。その結果、学校の先生方がより大変になっていくというようなどころもあるかと見ております。いじめ、あるいは体罰、その他学校の先生方の対応を求めたいという保護者の方は結構いらっしゃるわけですが、やはりそのときに、学校の認識と親御さんあるいは子ども本人の認識がずれていくと、そこでもうどんどん対立が大きくなって行って、何回も言わなければいけないので、先生方がどんどん大変になっていくという状況もあると思います。

そうすると、いじめ対策というようなところを見たときに、保護者対応が大変だからこれを何とかしましょうねというふうな文脈で簡単に片づけるわけにもいかないというところがあるので、このあたりがちょっと難しいところかなというふうに思った次第でした。

資料3について、児童相談所では緊急時に即時対応を実施しているということですが、アーチルのほうはそういった対応があるのかなのかというところを教えてくださいたいと思います。

○事務局（障害福祉部長）

アーチルのほうでも、児童相談、特に障害のある方の児童相談があった場合で、特に行動障害といったご相談がある場合には緊急的な対策をとる事業を設けておきまして、そういった取り組みは行っているところでございます。

○氏家副会長

仙台に限らないことですが、先生方が理解困難という子どもさんと向き合ったときに、先生も親御さんもSOSを頼んだ先での待たされ方が長いと、やはりその時点で一気に皆さんは気持ちがなえてしまう部分もあるかと思ひまして、これは本当に組織的に変えていかなければいけない部分かと思うので、何らかの形で、少しでも早くであり、全体的に早くするような仕組みをお願いしたいと思うのです。

○事務局（障害福祉部長）

資料3に載せさせていただきました待機期間なのですが、あくまでもこれは平均的な待機期間でございまして、項目2番目の中ほど、4点目の緊急性の高いケースの優先対応は、例えば学校の先生方あるいは保護者の方からの電話でのまずご一報をいただいた際に、緊急的な対応が、相談が必要だろうといった場合には、例えば3カ月とかということではなく、もう少し早く対応するといったようなことを行っております。これは28年度から始めたところなのですが、昨年度、こういった事情なども踏まえまして、緊急的な対応というものを少し強化したというところでございます。

○木村会長

それでは、本日の提言に関する議論に移っていきたいと思います。

本日の進め方ですが、お手元に資料4、資料5の2種類を事務局で用意していただきました。これに加え、前回会議で配付しました資料6、前回途中までだったのですが、それを合わせると3種類の資料についてそれぞれ取り上げていきたいと考えておりま

す。初めに、前回会議で配付しました資料6に基づきまして、前回会議の続きのご議論を行いたいと考えております。次に、資料4に基づき、最終提言の項目立てについて議論をいただきたいと考えております。最後に、資料5に基づき、最終提言の全体像について説明を事務局からしていただくというような形で進めていきたいと思っております。

それで、前回会議資料6ですが、第1章の第1、いじめの未然防止に関する事まで議論したかと思うのですが、本日はその続きということで、第1章、第2、いじめの早期発見に関する事からご議論をお願いしたいと思っております。進め方については、前回同様、輪番制ではなくて、それぞれの委員からその都度ご意見をいただいきたいと考えております。

それでは、資料6の5ページをお開きいただきたいと思います。第2、いじめの早期発見に関する事、項目ごとにやっていきたいと思えます。次のページについてはまた、ここで1回切って、まずは第2のいじめの早期発見に関する事、ここからご議論をいただきたいと考えております。

○庄司委員

教職員の関係で、子どもの対応に悩むこともあるということは大分前からご意見があったところだと思うのですが、先ほどの資料3を見ても、学校の先生方に十分な知識がない、あるいは理解ができなくて相談をしたいと思ったときに、そこから何カ月と待ってしまう状態になっているのが、多忙感、負担感につながっているのだと思いますし、そこで知識がなくて十分な対応ができないということが、子どもにとってもうまくいかないということになっていくということにつながると思えます。28年にあった青森市の事件のときも、病気の理解が学校の先生方も十分ではなくて、学校の先生方が十分ではないので子どもたちにも十分に伝えられなくて、周りの子どもたちが特定の子どもに対してどんどん強く当たっていくというような形になっていったというような事実経過だと私は理解していますけれども、そういったところにつながるのかというところがあります。

そう考えると、学校の先生方が「あれ」と思ったときに、きちんと適切に相談をして適切に教えてくれる体制というのは十分ないと大変なのではないかと思えます。例えば校長先生に言っておしまいといっても、校長先生も大変なのだろうと思うのですが、このあたりは学校の先生としてどういう感じなのでしょう。病気や障害な

どで聞いたことがない診断名があったときに、ぱっと聞ける体制があるのか、あるいは対応の注意のアドバイスをもらえる先が広くあるものでしょうか。

○笛木委員

特別支援教育に関して、全日本中学校長会の生徒指導部で毎年全国に調査をかけている実態を踏まえて、今後どうしていくのがいいのかという話を、来週、校長会の全国大会があり、発表のためにまとめているところなのですけれども、今、学校には、核になる人となる特別支援教育コーディネーターというのが必ずいるはずです。その人が教員の中のこのような問題のリーダーとして組織的に動くように、学校の中を整理整頓することになっています。発達障害とか何かの症状があると診断が下りていることは少なく、診断はないけれども、多分何らかの発達障害であろうというふわっとした理解で子どもたちに相對していかなければいけないことのほうが多いと思います。

特別支援教育に関しては、発達障害、アスペルガー症候群などさまざまあって、これも何か年を追うごとに名前がいろいろ増えてきており、それを、例えば特別支援教育コーディネーター、学校の管理職などは、その都度書物を見ながら勉強して、何となく頭には入りますけれども、実際の場面と照らし合わせて経験値として持っていないものですから、校長の立場でもなかなか対応の指示は難しいです。

このため、そのときに外部の機関に相談をして、外部の機関の方に来ていただいて、広域で支援委員会、校内委員会などを開いて、考えていくことになるのですけれども、速やかにつながる先があることが大切です。緊急というほどではないけれども、ある程度早く何か手を打たないとうまくないというときに、2カ月お待ちくださいというのは大変です。関係機関につなぐということを保護者に了承していただくことも結構大変な作業のことのほうが多く、やっと了解を得られても、外部機関では2カ月待ちとなると、保護者がそこで引いてしまい、これによって教員が疲れてしまうという感じのことはあると思います。学校の中で全てを理解しながら動きましようというのは、現状では不可能なのではないかと、そういう気はいたします。

○藤原委員

障害など、配慮を要するお子さんがこのごろ多くなっているというのはよく聞く話です。私もいろいろな会議で各地域を回っていきまして、学校の先生や保育園の先生がそういった話をする機会があり耳にするということなのですけれども、医学の発達によっていろいろな病名が出てきて、お医者さんから、あなたのお子さんはこうです

よというような形で話をされると、親御さんも学校の先生もとても神経質になっているという気がします。これは医学の発達なのかどうかはわからないのですが、親御さんが本当に自分の子どもを心配して、対処のほうに神経が行ってしまって、それを先生に訴えてもなかなか動いてくれない、そういった事実もあるのかという気がするのです。

○笛木委員

平成24年文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が6.5%でした。その後、同じような調査をしていないので、その後はわからないですが、6.5%ということは、1クラスが35人だとすると、クラスに2人いる計算となります。

昔もクラスの中に2人ぐらいは落ち着かない人はいたような気もしますが、今、藤原委員が言われた医学の発達というところは非常に大きいと思います。例えば、読めるし、しゃべれるし、理解もできるのだけれども、書くことだけが苦手という書字障害がある子がいて、教室の後ろの黒板に書いてある次の日の授業の準備の内容について時間をとって書き写せないと、保護者の方から相談があった場合、デジカメで撮って、撮ったSDカードを子どもに渡して、家にもって帰ってもらうことにしました。また、書字障害に対応して試験時間を長くするという措置をとるなど、これらは合理的配慮ということになるのだと思います。障害者差別解消法なども発効していますので、検討の上、きちんとやらなければいけないことはやっていかないと法律違反になってしまいます。昔は、少し落ち着かない人というだけで済んでいたのが、医学の発達もあって、診断は増えているかと思います。

○藤原委員

多くなっているということで、いろいろな知識も持っていないと学校の先生が対応できなくなって、それがとても負担感になっているという気がするのです。今の若い教員の皆さんには、コミュニケーション能力というか、自分で問題を抱え込んでしまっている人が多いのではないかと思います。私もいろいろな学校の先生からお話を聞く機会がありまして、同僚の先生や校長先生、教頭先生に気軽に相談できて、自分の問題ではなくて学校組織としての問題で、子どもたちに対する問題だという、そういった意識が少し薄いのかと思います。孤立してしまうという話はあちこちから聞く機会

があります。確かに医学の発達でいろいろな病名が出て、大変だとは思いますが、それにとらわれていて、対応する力が弱化しているという気がします。ですから、そういったところ一つ捉えても、教職員の皆さんの負担感というものが非常に大きくなった結果が先ほどのアンケートなのかという気がします。

それと、いじめ早期発見ということで、やはり対応力の問題で、教員の皆さん方も児童生徒のちょっとした変化に気づく、それからそれに対する気配り、そういったものをお持ちにならないとなかなか即座に対応できないで、問題がどんどん発展して行って大きくなって、それで親御さんまで行って話が大きくなって、なかなか対応困難になってくるというようなことがあるとも思っています。

ですから、コミュニケーション能力、対応力、そういったところも、学校組織として、また教育委員会、文部科学省でも問題視されているのではないかと思うのですが、それに対応する研修なり、それから学校組織のあり方なりといったものをやっぱり検討していく必要もあると思っています。

○氏家副会長

今、いわゆる特別支援と言われる領域の仕事にもかかわっているからですが、平成13年に国が、いわゆる障害と旧来から言われているものだけではない、教室の中で先生方が手をこまねいている子どもさん、子ども本人も苦戦している子どもさんがいるようだということに対して、何か手を打たなければいけないということに明確に旗を上げて、3年ぐらいろいろ会議などをやった上で、平成16年に、先ほど笛木委員がおっしゃったように、6%ぐらい気がかりな子がいると結果が示され、それを受けて、平成19年、学校教育法一部改正ということで特別支援教育という名称になって、気がかりな子を極力普通のクラスの中で、よりコミュニケーションを優先させながら力を発揮させていこうというようになったときには、どんな障害だとか病気だとか困難があるよりも、まずはクラスなり学校なりでコミュニケーションを育みながら、困難を乗り越えていけるような形にしていったほうが、より子どもにとっても周辺の子どもたちにとっても教育効果が望ましいということで、かじを切った10年間なのだと思います。ついてこられなかった部分が幾つかあるとすれば、多分先生方のコミュニケーション能力の方かという気がします。同時に、従来教科書的に言われていた重い障害と言われるほどではないけれども、学校の授業スタイル等にはなかなか合わない子も増えてきて、そこで、書けない子にはスマホで撮ってあげるというやり方もい

ろいろ出てきたりする部分もあるので、先生方が工夫しながら乗り越えていけたらいいのでしょうかけれども、なかなかそれが本当の意味で機能していないのが今なのではないかと思います。事と次第によっては、先生と一緒に子どもをからかってしまったりするような場合もあると、一歩間違えてしまうと、それは体罰であり、先生自身が子どもを傷つけている場合だって幾らもあると思うのです。

このため、一昨年ぐらいから文部科学省はさらに、チーム学校という名のもとに、先生方も横つながりで、先生方でできないのだったら、SOSを求めなさいということをお願いするようです。いわゆる障害というものに限らず、先生が新たな知識を仕入れていっても、どんどん新たなものが広がっていく一方だと思うのです。日本語文化圏ではないところから来た子を、学校に受け入れるにはどう対応するかという問題も出てくるでしょうし、先ほども話を出しましたがけれども、子ども本人よりも親御さんとの対応のほうが大変であるという場合が出てきたときに、先生ご自身がいかにコミュニケーションスキルを磨くかであり、先生方同士のチームを築く、あと、この場合は学校外の人にもSOSを求めよう、親御さんときちんと話し合おうという意味での状況判断、マネジメントであり、先生方のコミュニケーション能力を磨くほうが、今からは、優先順位が高いのではないかという思いがあります。仙台市の場合も、やはり先生方がいじめでいろいろな苦戦をしていて、親御さんにどのように向き合っていたのかというのは気になりますが、先生方は親御さんときちんと向き合う能力を身につけなければいけないと思いますし、その逆もあると思います。先生は学校という組織の中で、とにかく内にこもらないで、親御さんに、外の機関に、組織内でもいかに開いて向き合っていけるかが今後は本当の課題になると思ったところです。

○高橋委員

私も、特別支援に関する研修において、先生方の意識改革なり、あるいは知識をきちんと身につけるといふ取り組みは、ここ数年、非常に増えたと思います、国の研修機関などを見ても明らかに増えた。しかし、それがなかなか生きていないと思います。生きていないのはなぜかという、結局は、学校ではこんな取り組みをしています、親御さんにはこんなことを理解してほしい、あるいは子どもに対するときどのようにしてほしいなど、先生だけで取り組んでも効果が出ないことが大半なので、保護者、家庭にもいろいろな対応を求めるわけです。もちろん、求めるべきことなのだけれども、きちんとそのことが親御さんに伝えられて、親御さんも自分の子どもがそういう

子どもだということでも理解していればいいのですが、そういったときに、うまく教師が保護者とつながっていけないというところが一番の問題ではないかと思います。

そうすると、先程庄司委員からのご発言もありましたけれども、弁護士が出ていく場面になると、当然、親御さんなり地域の方々は「学校は何しているのだ」となるわけです。さっきおっしゃった青森県の事例もそうだと思うのですけれども、第三者委員会は、学校の言い分を聞いたら、学校では十分な手を尽くしたと前に言っているわけです。だから、第三者委員会も実は病気だったのだというのが結論です。ところが親が納得しなかった。納得しなかったために、任期が切れたということもありますが、第三者委員会を改めて立ち上げて、それは病気ではなくていじめによるものだということで、全く違う結論が出たのです。その間、いろいろなことが行われたのですけれども、要するに親御さんは学校不信、それから担当教諭不信となったわけです。あのような大きな事件になり、全国ニュースになるようなことが起きると、当然のごとく教職員はプレッシャーを感じるわけです。そうすると、親御さんに伝えておきたいと思っても、初めから身構えてしまうというような状況が全国に広がっているのではないかと思います。今、教職員の学校内でのいろいろな対応などに関する研修は十分なのかどうか、それは専門家でないからよくわからないけれども、そういう機会は各県ともかなり用意されるようになったと思うのです。しかし、そのときに、病気だとすれば病気に対する専門的なことについては相当理解が進んでいると思うのですけれども、それをもとにして、教師として親御さんあるいは地域の協力を得ながら対処するというところは、欠けているのではないかと思います。ですから、今こういう話の流れでいけば研修ということになるのかもしれないが、その研修の中身をかなり抜本的に見直さなければいけない時期にあるのではないかと思います。

○木村会長

学校の対応としていじめの早期発見に関することに限定して言えば、まず子どもの多様性、これが非常に難しく、それから広がりつつあるということが委員の皆さんからのご意見で出てきたところです。したがって、それへの対応がとても難しくなっている。

2つ目は、教員そのものの対応の仕方。特に私も、ある校長先生と話してきたのですが、なかなか初期対応ができず、それがこじれてから伝わってくるというようなことも聞いております。教員自身が、多様な子ども、あるいは親に対して適切な対応がで

きていないのではないか。それについては、研修もそうなのですが、採用もそうなのですが、もっとコミュニケーション能力、あるいは子どもを見る目、そういう子どもに適切に対処できる教員の力量を高めていかなければならないのではないかというふうに感じました。

3つ目は、「チーム学校」という言葉が出てきていますが、教員一人だけが苦勞するのではなくて、それに取り組むのは校長のリーダーシップかと。校長がどう一人一人の教員を見て、学校としてどう対応するのかというような後ろ楯がないと、先生方一人一人がただ苦勞して空回りしていることがあるのではないかと。その3点を強く感じました。

そして、それと同時に、学校で対応できないもの、専門的な部分については、いつでも相談できる機関があるといいのかと。それも含めていじめ早期発見において感じたところです。もし後でまたこのご議論があれば、委員の皆様からも意見を伺っていきたいと思っています。

それでは、今日の2つ目、第3、事案発生時の対応に関すること、これについて各委員さん方からご意見を伺っていきたいと思います。

○庄司委員

事案発生時の対応に関することということで考えるときに、二つ三つ考えなければいけないかと思うのですけれども、場面としてどの場面を考えるのか。要するに、初期対応のレベルの話なのか、それとも、例えば不登校など、大きくなってしまった話を考えるのかという、その場面のところで大分違うかなというところがあります。もう一つは、子どものほうの話として考えるか、学校のほうの話として考えるか、要するに被害に遭っている側をどういうふうに救うかという話と、学校としてどう対応すべきかという話は若干違うと思います。

というのは、子どもが、この表でいうと上の段の一番下、学校に相談するかといえそうではないこともあるので、学校には相談されなかったという場合には子どもに対してどういうふうにアプローチをかけるのかというところは考えなければいけないという話になりますので、どこから手をつければよろしいでしょうか。

○木村会長

非常に難しい問題ですが、全部絡んでいるのです。初期対応も起きてからも含めて多くの範囲を、エリアをここで話し合うことになるのですが、まず思いついたところか

らということでご意見をいただければと思います。

○庄司委員

いじめの問題で弁護士のところに来る場面というのは、学校に相談はしたのだけれども対応してくれないという段階がほとんどだろうと、私の経験上からは思います。そうすると、学校が対応してくれないのはなぜかというところから話を聞くというところになるので、学校のほうでなぜ対応できないのかというところが1つは問題になるのだろうというふうに思います。

もう一つ考えなければいけないのは、親御さんの認識と学校の認識が大分ずれているというところがあるので、そこについて、事実関係自体は同じなのだけれども、これはいじめではないですと学校が言ってしまうことがまだ散見されるように思うので、困っている子に対する学校の対応、あるいはその親御さんに対する対応というところで、もう少しどういうふうにしていくのが本来のあり方なのかというところを伝えていくという、学校内できちんとやっていただきたいなというところがあると思います。これについては、一番上のところに「モデルケースを示すなどしながら」と書いていますけれども、ここをきちんとやっていくというのが大きいのかと思います。

あとは、子どもから学校に相談をして、あるいは親御さんが相談をしてだめだったといったときに、次、どこに相談に行けばいいのかというところ、どうすればその状況が改善するのかというところを子どもや親御さんたちにあらかじめ伝えておくことが、重大事態につながるということになるのではないかと思います。要するに、どこに行けばこの状況がよくなるのかというのがわからないので、どんどん内にこもって行って最悪の事態になってしまうというところがあるのではないかと思いますので、どこに相談に行けばこの状況がよくなるのかというところをはっきりさせるところが大事だと思いました。

○氏家副会長

今、庄司委員のおっしゃることを聞いて、まさにそのとおりだとつくづく思いました。前回や前々回の会議でも申し上げましたけれども、先生の一部に、いじめられても仕方ないというように、された側のほうを非難するような形になると、今の職員室内ではそれで話は終わってしまうような気がするのです。立場や年齢が上のほうの先生方が言われると、若手の方は「違います」と言えなくなってしまうと思います。

違う観点からでは、多分医療事故の場合でもそうでしょうけれども、幾つかの小さな

問題がきちんと認識され、関係するものをみんながシェアできていれば大事には至らないのだらうと思います。一方で難しいのは、先ほどの多忙感や負担感が影響して、気がかりだと思ったことを先生同士で話せる雰囲気、環境というのがどの程度あるのかということだと思います。

実際、学校において「これはうちの学校の伝統ですから」というような、若い先生や転任間もない先生が意見を言いにくいというある種の文化、伝統のようなものがあったときに、先生方が気になることを学校内で言えるのか、あるいは親御さんにも言っていけるのかということもあると思います。

○庄司委員

私が担当したことがある、あるいは記録で拝見したことがある範囲でということですが、ある段階までは学校の先生と親御さんの間で話がされているのですけれども、その中で、親御さんの発言で学校の先生が対応し切れなかったときに突き放すというパターンと、学校の先生の配慮が足りないと感じられたときなど、学校の先生側の発言で、親御さんのほうがもう学校はだめだと突き放してしまうというパターンの両方があると思います。どこかのタイミングで学校と親御さんが対立してしまっているという状況になってから、弁護士の方に来られるというのが多いという気がいたします。

各地のいじめの重大事態の第三者委員会の調査を見ていると、親御さんが学校に何も相談していなかったという事案はほぼないと思います。そうすると、学校のほうにはいろいろ相談はしていたのだけれども、うまく対応できなくて重大事態になっているという例が多いと思います。教職員の先生方に見れば、親御さんからどんどん言われるところで負担が大きくなっていくことはあると思います。

○木村会長

最終提言に向けた項目案の中で、いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上いじめを繰り返さないように対応するということがあります。これについて、ご意見はございませんか。

○庄司委員

これもやはり子どもたちの認識というところでいったときに、やっている側は悪意がないのだけれども、やられた側がとても嫌な気持ちになって、つらく思っているというような例というのも、とりわけ初期段階には多いかと思います。法律上も、やった

側の気持ちでなくてやられた側の気持ちなので、どうしてもそのずれというのがあるので、いじめをした側のほうには、「自分はいいのかもしれないけれども、相手はすごく傷ついているのだから」というところをきちんと伝えていく作業というのはどうしても必要になるのだと思います。それがなされていない例がしばしばあって、やられた側はどう思っているのか、どんなに傷ついているのかというところをきちんと伝えないまま、「そういうことはだめだからね」、あるいは「やっちゃだめだよ」というように頭ごなしに、その行為がだめだという話になってしまうと、いま一つということになるのだらうと思います。

そもそも悪意があってやっているという話とは全く別の話であり、人の物を壊すとか人をけがさせることについて、どういうふうに指導するのかということは、これまでも教育の世界でやってこられたことだらうと思うのですが、とりわけ悪意がない初期の段階の子どものつらさの蓄積に係るところについて、もう少し学校の側で、つらい思いをさせているのだというところをきちんと伝えていってほしいと思います。

○木村会長

いじめを行った児童生徒への初期の段階で、学校で起きたならば学校としてきちんと指導すべきでないか。これまでの主な取り組み状況の中でスクールロイヤーが出てきましたが、こじれてきたときに学校として法的裏づけあるいは相談する方がいるということはすごく心強い。先ほど教員の力量の問題をお話ししましたが、それをはるかに超えたクレーム等を言ってくる方も学校によってはあります。そういうとき、学校だけでは対応できないというお話を聞いています。当然、教育委員会がバックアップしたり、あるいはスクールロイヤーがその中に入ることもあるかと思いますが、今後ますます複雑化してくる中でこれも大事なところかと感じました。

○氏家副会長

先ほどの1つ前の話の庄司委員さんがおっしゃったことで、いじめを行った児童生徒の悪意がない場合のケースについてですが、結果論としていじめを行った子自身が実はもともといじめられっ子で、その子がいじめっ子になってしまっただけで、そのいじめっ子をはやし立てる観客になっている子どもたちもいたからこそ、その子はいじめられる側にはなりたくないと思うから、結果的にいじめっ子にならざるを得なかった、いじめっ子としての位置をずっと維持せざるを得なくなって、観客の子がいて、そしてクラス内には全部の構造を知っている傍観者がいて、実はいじめられっ子もいたなん

ていうときに、いじめっ子だった子自体には悪意がなく、しかし自分がクラスの中での地位を保つためにはやらざるを得なかったみたいなきの子にどのような対応をするかというのは、本当にある意味で教育の腕の見せどころなのだと思います。最終提言の中でもし踏み込むとすれば、今、木村会長がおっしゃった言葉をかりるとすれば、担任の先生がどうこうではなく、校長先生なり学校の管理職の先生が、それぞれ本物の高度な教育的な配慮で、子どもに対して、あなたを責めるわけではないけれども、あなたがやっていた振る舞いがある子につらい思いをさせていたというところを言うような、要するに、こういうときだけは権威性なるものもきちんと使いながら、悪意はないけれどもいじめの加害者になってしまった児童生徒に対して言うような役割をとることも必要だと思います。校長先生自身もSOSを頼んでいいと思いますけれども、少なくとも、担任の先生が何か解決して、その後の授業では普通の先生に戻るからといって戻れる関係性にはないと思いますから、こういうときは校内のポジション的には管理職であり権威のある先生のほうが、平定させる役割を担い、「あなたが悪いわけではないかもしれないけれども、あなたがやることによって不快な思いをしていた子もいるということを知ってほしいし、でも、先生はそれでもあなたをこの学校の一人として認めるから、この学校で頑張っていこう」というような形の誘導をとる役割を、校長、副校長、教頭先生がやってくれたらいいという思いが、先ほどスクールロイヤー、絶対的ななんていうのを聞くと思う次第です。

校長先生からこれ以上仕事を増やさないでくれと言われるかもしれませんが。

○笛木委員

普通なら、やると思います。何かあって、最後に締めるときは、校長、副校長のこともありますけれども、普通はすると思います。でも、中にはしない人もいるかもしれません。そこら辺は、責任者として校長はきちんと対応しなければいけないという話は、管理職に向けてしっかりしていく必要はあるかだと思います。

○庄司委員

スクールロイヤーの話が出たので、私のほうから少し申し上げたいのですが、本当にこじれたときに法的にどうなのかというところを考えるのであれば、それは多分スクールロイヤーの場面ではないと思います。スクールロイヤーについて、どういう設定にするかというところはありますけれども、学校の先生方が相談をするというのは確かにあると思うのですが、こじれてしまっているのであれば、その状況をどのように

しましようという話になるので、学校の先生方と保護者でもう対立しているというところで、スクールロイヤーが間に入って仲裁をするという立てつけになっているところは少ないかと思しますので、そういうことを考えるのであれば、完全に第三者機関をきちんとつくるという話にしたほうがいいのだらうと思います。子どもあるいは保護者からも、学校のほうからもきちんと話を聞いて、両方の話を聞いてこの事態をどういうふうに事態を改善するかということをきちんと考えて、そこをコーディネートしていくというような機関を設定するということを考えないと、恐らく意味がないと思います。

逆に、そういう機関があるのであれば、学校の先生方も、こじれてしまった本当に負担が大きいという状態になったときに、第三者機関にお手伝いを仰ぐというようなことができるでしょうし、親や子どものほうもその第三者機関に、学校との間を何とか調整してほしいとお願いできるのでいいのかとは思っています。ここをスクールロイヤーがやるという立てつけにするというのであれば、それはそれであり得るかもしれないのですけれども。

○木村会長

ありがとうございました。学校でうまくいっていないとか、こじれているということも含めて、保護者あるいは子どもとうまくいっていないケースというのは結構あるのではないかとあって、それで苦労している学校があるような感じがするのですが、いかがでしょうか。それについて第三者機関を立ち上げるところまで行っていないけれども、なかなか難しいケースが結構あるという感じ、それに学校は対応し切れなくて困っているようなケース。そういう場合はスクールロイヤーに相談とか対応の仕方ということではないということ。

○庄司委員

恐らく仙台市の立てつけとしては、学校の先生のほうから相談をするという立てつけでつくっていると思いますので、具体的な事案に対してスクールロイヤーが前面に出ていくということはほぼないということになります。

それから、先ほど会長がおっしゃっていた、こじれてしまって困っているということについては、親御さんのほうから相談を受けて弁護士が親御さんや子どもの代理人として行っても学校に伺ったときも、学校の先生からどうしたらいいのでしょうかと相談をされるという例はあるので、こじれてしまっているというときには、学校とし

てもどうしたらいいのかわからなくなってしまっているというところはしばしば見受けられると思います。

○藤原委員

先ほど校長先生の責任の話が出ましたが、校長先生の仕事というのはやはり管理ですから、子どもを守るといった安全配慮の義務があり、それを怠った場合には、民事裁判では校長先生が相手方、被告側ということになります。いじめがあつて、もしその子に重大な、けがを負わせたとか損害があれば、校長先生はやはり訴えられる相手方になる、そこを認識している校長先生はいらっしゃると思います。裁判では校長先生の責任となるのですが、かといってほかの先生は何もしなくていいという話ではなく、学校組織として、市として訴えられるということになります。例えば、裁判の中でいじめが原因で子どもに重大な損害を与えた場合、そのときに裁判で負ければその責めを仙台市が負うという形になるのですが、ただ、校長先生の職務として、重過失という言葉があります。過失があつて、普通の校長先生であればやれたことをやっていなかったがために損害を与えた場合に、校長先生個人に求償がされる場合も、法的にはあるのです。ですから、いじめに関してあちらこちらで裁判が起きていまして、校長の管理と一言で言うとなかなかわかりづらいのですけれども、管理という中には責任というものもあります。その責任というのが、子どもたちに安全に教育を受けさせる義務があるというところですので、そういった認識も今後広めていかないといけないと思いますし、それとあわせて、担任なり普通の教員の皆さんが、親御さんと接していて自分だけが責任を、負担感を持つのではなくて、学校組織として持つ。その裏には校長先生がいて、市の教育委員会があるということをおわただけでも、ちょっとした心の安心感も生まれるのではないかと思いますので、そういったことも広めていく必要があると思います。

○木村会長

それでは、次、第2章「社会全体でいじめの防止に取り組むために」、第1、一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくりということで、1つ目は教員が児童生徒と向き合える時間の確保が出てきました。最終提言に向けた項目で大きく2点挙げてあります。ここに焦点を絞ってご意見をいただきたいと思います。

○庄司委員

本日初めのところで言っていた、障害や病気を抱えた子どもたちへの対応のところ、

どんどん新しい情報が出てくるというところで、学校の先生がそういう子が来てから対応するのはどうしても大変だろうと思うので、氏家委員からもお話があったように、外から話を聞ける体制が必要だろうというところがあるかと思います。また、そういうことができるということをきちんと伝えていく研修がまさに必要だというところが高橋委員のお話かと私は聞いていたところだったのですが、逆に言うと、そうすると、仙台市として学校の先生に対して障害や病気に対する問い合わせがあったときにぱっと答えられる体制をつくる必要があるのではないかと思います。

資料3で、アーチルにしても児童相談所にしてもそうですけれども、すぐに対応できる状態ではないというところだとすると、専門的にはそちらのほうに確認をするにしても、仙台市の教育委員会なり仙台市なりに、こういう病名で来ているのだけれども、この病気はどのようなもので、どういうふうに対応したらいいのか、配慮すべきところはどこなのかというところをぱっと聞いて、ぱっと教えてもらうというのがあるだけでも大分違うのではないかという気がするのですが、いかがなものでしょうか。

○氏家副会長

庄司委員から今のご指摘はもちろんですし、少し前段階で高橋委員がおっしゃったように、新しい障害などについての研修は、かつてから見ればたくさん行われていると思います。ただ、現実的に目の前にあらわれる児童生徒は研修で学んだとおりでなく、あるいは、自分が学んだことばかり前提にして、目の前にあらわれた児童生徒の方を誤解することさえあるのではないかと思います。そう考えたときに、下手に研修を濃厚にするということは意味がないと思い、そうでなくてもさまざまな研修があふれるぐらいあるかと思うので、それよりは、先生方がアーチルや児童相談所にSOSを出す以前の段階でのファーストコンタクトをとれるような問い合わせ場所があることが望ましいと思います。

ただ、一方では、学校の先生が校長先生や校内のさまざまな段階を飛び越してすぐアクセスするということが可能かどうかというのがまたもう一つ別な問題にはなるのでしょうし、守秘義務の問題、秘密保持の義務の問題とかもまた出てくるのではないかと思います。ただ、昨年秋頃にも話は出たかと思いますが、アーチルの中には学校の先生の方がおられます。あの立場の存在は、その場にいる先生のキャリアとしても重要ですが、現場の先生からすれば、今アーチルに誰々先生がいるよねということで、連絡する敷居が低くなっていたというのも聞いて、可能ならば、アーチル

など教育局以外の部局というよりも、教育局内にもあって、先生方が迷ったときにすぐにファーストコンタクトがとれ、何かサジェスションしてもらえるような、それによって先生が何か評価されるという場所ではなくて、あくまで先生がこういう子がいて正直迷っているのですとSOSを出せるような場が教育局内にあるといいと思います。そのあり方はまた種々いろいろな条件が出てくると思うので簡単には言えませんが、既に機能しているのであれば、それがより一層先生方に知れ渡るべきだと思いますし、ないのであれば、やっぱりつくってもらったほうがいいと思います。それは病気や障害だけの問題ではなく、先生ご自身が今手をこまねている、うまくいかないということのSOSの発信場所にもなると思いますので、遠回しに実は学校経営にも役立つし、いじめの早期発見にもつながると思います。

○木村会長

先生方一人一人が即相談できる場、それだけではなくて、学校自身も開かれる、学校で困っていることを例えば教育委員会とかいろんなところに言える、そういうふうなものが必要なのではないかなというご意見と捉えました。

あともう一つ、ここは教員が児童生徒と向き合える時間の確保ということで、スクラップ・アンド・ビルドという意見も委員の方々から出ているのですが、いろいろな調査にも出てきています。それを有効なものとしてそうでないものを分ける意味では、私は、校長会との連携、それがとても大事なのかと思います。これはやらなくともいい、あるいはこれは薄めてもいいとかそういうもので、いろいろな調査も含めてスクラップできる部分はスクラップしていく、あるいは縮小していくというものがないと、教員が児童生徒と向き合える時間の確保がなかなか難しいとも思っています。

○高橋委員

今、会長のお話のあったところでぜひ申し上げたいのは、冒頭に資料提供されてご説明いただいた負担感のところの分析はもう少しきちんとすべきではないかと、冒頭ではその趣旨で申し上げたつもりです。要するに、多忙感は例えばスクラップ・アンド・ビルドで解消できますが、授業はいいけれども、保護者や地域住民と接するのは苦手だという先生は極めて多いわけです。それは年齢にかかわらないと思います。できればそういった場面には行きたくないとはっきり言う人もいます。

ですから、物理的に何かということであれば、金を伴うことですから簡単にはできないけれども、人を増やす、教員を増やせばできるけれども、苦手意識というのは人を

増やしてもどうにもならないわけです。チーム学校といっても、誰にも代わり得ないような役割を果たさなければいけない人が必ずいるわけで、そのトップがホームルームティーチャーだと思いますけれども、そういった人たちが持っている苦手意識あるいは負担感、そういったものを軽減するにはどうしたらいいかということ、真剣に考えなければ、この問題は解決しないのだと思うのです。

○笛木委員

多忙感という話で、中学校の運動部活のことが話題になっていましたけれども、スポーツ庁で運動部活の活動指針、ガイドラインが出て、東京の大田区では中学校の運動部活のガイドラインを出して、それを受けた形で各学校が運動部活ガイドラインを定めて、それをホームページ上に公開して、実績なども公開しています。仙台市の学校ではやられているのですか。

○事務局（副教育長）

部活動のいわゆる方針でございますけれども、仙台市については現在策定中でございます。それを受けまして、今笛木委員からお話ございましたとおり、仙台市の方針を定めたものを学校にお示しして、各学校が方針を定め、それを保護者等に公開するという方向で進めているところでございます。

○藤原委員

教職員の皆さんの負担感ということがやはり前提にあり、なかなかいじめに対応する時間がなく、気づきも遅くなるといったところがあるということです。本当にフラットに考えて、保護者は子どもを学校にお願いしていて、義務や、権利もあるのですけれども、学校と一緒にあって、例えば、配慮を要するお子さんが複数いて学校の先生は大変だという場合、授業参観という形ではなくて、2人ぐらいの保護者の方が教室に半日いると、お子さんの動きもわかるし、いじめられたとか、配慮を要するお子さんのお父さん、お母さんの、周りのお子さんとの違いなんかもわかると思うのです。配慮を要するお子さんだとお医者さんに言われてしまえばそうだとするのですけれども、それまでの間というのは半信半疑のところもあると思うのです。本来子どもはみんな育てるといふところがあるということは、会議の全体で話をしているのですけれども、ただ、教員の負担感、負担感というふうはこの会議の中で話が終わってしまうと何となく物足りないという気がします。ですから、例えば保護者の方々が毎日交代でクラスに入っている、先生の負担を軽くしようということで、みんなで子どもを

見守っていこうということは大事だと思います。学校でそういったことをやられているところはあるのでしょうか。

○高橋委員

それは仙台もこれまでそういった発想で取り組みは大分やってきていると思います。初期に象徴的なことは、今のように特別支援にいろいろな意味で注目されて、具体的な施策も重ねられてきた。以前、私が聞いた話ですけれども、ある学校で、先生方が大変だということで、校長も受け入れたので、今ご提案のあったようなことで2～3人が授業を見て、先生が困っている場面があったら助けてあげようというふうなことを始めた学校がありました。小学校の書道の授業で、先生が書道の本体の授業で手いっぱいなのだけでも、たっぷり墨をつけた筆を落としたり、あるいは墨の入ったものを机の上から落としてしまったりすると、その対応だけで授業が止まってしまうわけです。ところが、そこに地域の方が入っていて、少し目配せしただけでさっと片づけてくれて、先生は何もなかったように順調に授業を進行したと。そういった取り組みというのは仙台で結構やられてきたと思うのです。

特別支援の中で多動性について一時期問題になったときに、今のようにいろいろな形でサポートの支援などが入る前の話ですけれども、その子というのは黙ってはいられないわけです。授業の佳境に入っているというときに、教室の中を歩いて、声を発し、他の子どもたちに声をかけるという状況を見た方が、「私たちが何かできますか」と相談をしたら、先生から、「多動性の子のそばにいてくださいませんか、そしてひそひそと何か話しかけたりしたら、きちんと答えてくださいませんか」とおっしゃったそうです。そうしたらその子どもは多くの時間に多動性が止まったという話もあり、そのようなことが結構取り組みとしてなされてきているわけです。しかし、こういった取り組みというのはなかなか長く続かないところが問題なわけです。

先日、文部科学省に行ったとき、ちょうど文部科学省の機構改革で机等の移動が行われた日で、今まで生涯学習政策局であった地域学校協働活動推進課の部屋に、今まで初等中等教育局にあったコミュニティ・スクールの担当係が入っていて、びっくりしたとともに、ここまでやるようになったのかと思いました。要するに、今まで生涯学習あるいは社会教育のセクションでやっていた、学校支援の活動あるいは地域との協働の活動と、これまで主として学校改善、管理運営の改善に力点を置いていたコミュニティ・スクール、それらを同じ部屋の中で一体となって仕事をしていこうというよ

うに、この10月から文部科学省も変わったのです。ですから、そのことを考えれば、今おっしゃったご提言については、私も大変聞くべき意見だと思いますし、これを具体化するのには、それこそ仙台方式でどうやってうまくいくかということは大変重要な課題であり、そのことがある程度進めば、先ほど私が申し上げた学校の取り組んでいることが地域住民、保護者にきちんと理解され、あるいは場合によっては積極的に支援していただけるというふうな関係を築けるのではないかと思います。

○木村会長

藤原委員から、教員が児童生徒と向き合える時間を確保するために、もっとぎっくばらんに保護者や地域の力をかりていいのではないかと、高橋委員から、それが発展して、学校を取り巻く地域社会に関すること、要するにコミュニティ・スクールに発展していくのではないかとのご意見がありました。

まだまだ議論していきたいところですが、2の各学校の主体性を引き出す取り組み等、ここでは最終提言に向けた項目案が1つあります。いじめ対策の企画・立案等に校長会を積極的に活用するなど、校長や教頭のリーダーシップのもと、教職員それぞれが主体性を高め、十分に能力を発揮できるような工夫に努めること。このことと、それからこのほかにもしあれば委員さん方からご意見をいただいきたいと思っています。

ここでは、管理職、特に校長のリーダーシップはこれまでのご議論の中で何回か出てきました。校長のリーダーシップというのは学校そのものを変えていく大きな力になるのだろうなど、ここにそれが入っているということで、ここはこれでよろしいですか。

それでは、次のページ、最後になりますけれども、8ページの第2、学校を取り巻く地域社会に関すること。この中で最終提言に向けた項目案が、保護者や地域の方々など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくることとなっています。これも含めてご意見があればいただいきたいと思っています。

○高橋委員

今、条例はどのような状況になっているのか。私は条例についてこの場で意見交換したときに申し上げたのですけれども、ああした類いの条例というのは、罰則により規制することが目的ではなくて、市民全体がまさにこの項目どおりの、地域社会という

ものを醸成し、機運を盛り上げるための条例だと思うのです。けれども、つくったからといって、つくっただけでは何の効果もないというのは、これまでも多くの事例で立証されていることだと思います。

今、具体的にどういう状況にあるのか、そして、この提言についても、条例と連動するという項目が私は絶対に必要だと思うのです。そこら辺の状況も含めてお話しただけませんか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

この会議でも条例骨子案に対してご意見をいただきました。その後、パブリックコメントを8月末まで実施いたしまして、現在、条例案の検討を進めております。来年の第1回定例会に提案する予定でございます。私どもも条例の実効性ということを意識しております。高橋委員からもご指摘いただいております地域、そして保護者の方を含めて社会全体でいじめの防止に取り組むことが大事と考えており、条例のもと、機運の醸成に取り組んでいきたいと考えております。

○氏家副会長

私は、仙台について、「ああ自殺のあったところですね」と言われたのが、仙台に住んでいて仙台で働いている人間としてそれほど悔しかったことはないわけです。自分が直接どうこうするわけでもないし、何かできたわけでもないというときに、今回、条例の話題が上がったときに、住民、保護者などから、負担感がこれ以上ないようにしてほしいとか、先生方はそれで負担感がないようになってほしいという声があがったということですが、ただ、仙台では中学生が心ならずも自ら命を絶った人がいた市なののだということに対しての重みを、私たちは本当に無視してはいけないと思います。仙台が大変なことがあった市なののだということを、仙台で教員をやっている人、仙台で子どもを育てている人はみんなとどめなければいけないというのは最後には絶対来なければいけないのではないかと思ひまして、それは、条例のあるなしにかかわらず、私たちは忘れてはいけないことだということは、私たち自身への自戒の意味も込めて、この最終提言の最後には私はやっぱり入らなければいけない、少なくともこの会議としては盛り込まなければいけないことだと思います。

○木村会長

貴重なご意見をいただきました。

それでは、先ほどお話ししましたように、あと2回、委員さん方の意見を取り上げ

る場をもう1回持ちたいと思います。

資料4、最終提言の項目立てについてであります。現在の最終提言の項目立て自体が適切か検討する必要があるのではないかという意見を前回いただきました。それで、事務局と相談しまして3つの案を作成しました。資料4の説明をお願いいたします。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

（資料3に基づき説明）

○木村会長

前回のご意見をいただいて、事務局と相談しながらいろいろ案をつくってみました。基本的には第1案をベースにしながら、項目の見直しなどを行い、再度案を決定していったらいいのではないかと考えており、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員

私は、案1が一番いいと思っています。それは、一般の方々でも、おおよそこういった章立て、節に書かれた項目で何を仙台市がやろうとしているかということがわかりやすいのではないかと。それと、この手の提言というのはなかなか市民の方に全文読んでいただくことは難しいので、まず項目立てからわかりやすく、そして長文にならないようにぜひしたいと思います。

○藤原委員

前回会議で、資料5ということで仙台市いじめ防止基本方針をお渡しいただいたのですが、基本、仙台市ではこの基本方針があるわけで、私この会議に出席していて、この基本方針の具体化ということで仙台市では何をするのかといった位置づけで招集されたと思ひまして、この項目立てからいうと案2がしっくりくると思ひました。しかし、この基本方針の具体化ということで、学校の先生が自分の職場でやること、それから子どもたちに伝えること、それから親がこれを見て自分がやるべきことというふうに考えるのであれば案3が一番わかるかと。役割が縦割りというように見られるとすれば、第5章で各主体間の連携という項目がありますので、そこで補足をしておいて、前文にでも縦割りではないといったことをきっちり書いてもらえばよいと思ひます。私は案3がいいと思っています。

○木村会長

本日、時間内に案1・2・3どれにするかというのはすごく難しいと思うので、次回、

それぞれの案でどういうふうなものを盛り込むかというのを大ざっぱに示していただいて、ここの議論から進めていきたいと思うのですが、委員の皆様いかがですか。よろしいですか。

あと2回ございます。第11回でほとんどの方向づけをしていって、第12回が、それで議論が足りなかった点、あるいはつけ加えたほうがいい点を話し合う時間を事務局にとっていただきましたので、何とか最終提言に向けて進めてまいりたいと思います。

それから、資料5については、最終提言のイメージとしてご覧いただきたいと思うのですが、この中で「(はじめに)」というところがあります。それで、一次提言のときも「おわりに」ということがあったものですから、ここもできれば「おわりに」ということで総括的なまとめをしたほうが良いと思うのです。いろんな取り組む事項を提言として並べて終わりではなく、最後に「おわりに」ということで、今委員さん方からあったような総括して出していくというふうな形にしたいと思います。

3 閉 会

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

次回の会議は、11月2日金曜日10時からと考えております。

以上をもちまして第10回の会議を終了といたします。

本日もありがとうございました。